

4

自立を目指す 今後の取り組み。

8つの焦点実現のために、行動計画の策定、自治基本条例の制定、中札内まちづくり会社と起業化支援機構(いずれも仮称)の創設を目指します。

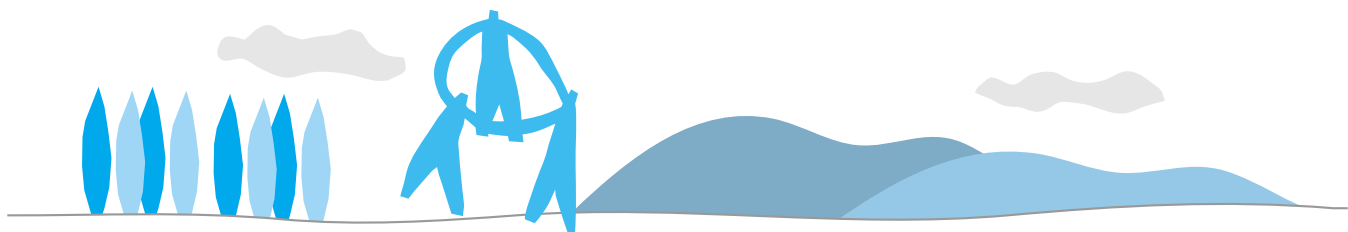
第一に、報告書に盛り込んだ「めざすべき姿」や「まちづくりの重点事項」などを実現するためには、これらをどう具体化し、実践していくかにかかっています。

「実施計画」そして時期や役割分担、方法などを明らかにするための「行動計画」の策定が不可欠であり、そのための組織の設置が必要です。

第二に、村づくり(自治)基本条例の制定は、自立のめざすべき将来像や村づくりの重点事項を実現するために、なくてはならないものであると思います。村づくりにおけるそれぞれの役割と責務、手続など、基本的なルールを行政と村民が一緒になってつくり、それに基づいて全ての施策を進めることが重要です。

第三に、行政のスリム化による住民サービスの低下を極力抑制するためには、**現在行政が担っている公共サービスを、外部委託するか住民自らが行うかという選択になります。**現在委託先の多くは民間企業や社会福祉法人になっていますが、今後はこれらのほか、指定管理者制度の活用により、地域住民グループやNPO、企業組合、この報告書で提案している新しい住民自治組織「(仮称)中札内まちづくり会社」など、多様な外部委託の形態が考えられ、また、既存企業の公共サービス部門への進出や、新たな起業化により、新規雇用や高齢者の就労機会の創出が期待できます。このことが、地域経済への貢献や地域循環型経済の形成につながり、最終的には公共サービスの維持向上により地域住民の満足度の向上に寄与するものであると思います。

第四に、地域や各分野から広く住民が参加してまちづくり計画・事業の提案や公共サービスの提供事業の受託を行う**新しい住民自治組織「(仮称)中札内まちづくり会社」の設立**、さらに委託の受け皿となる新たな事業者を支援・推進する組織として、専門家も加えた「(仮称)起業化支援機構」の創設も検討する必要があります。



第2部

もっと具体的に理解し、 検討するために。

自立化の可能性について【自立化の焦点】編で要点をご理解いただきましたなら、さらに具体的にご理解・ご検討いただくために、【具体案】編をご覧ください。内容の対応関係は、下図のとおりとなっています。

